

南三陸町地球温暖化対策実行計画

【事務事業編】

令和2年3月

南三陸町

■ 目次

1	背景	P1
2	基本的事項	P2
	(1) 目的	
	(2) 対象とする範囲	
	(3) 温室効果ガス総排出量の算定対象とする温室効果ガス	
	(4) 基準年度・計画の期間	
	(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3	温室効果ガスの排出状況	P5
	(1) 活動区分別温室効果ガスの排出量の推移（現状）	
	(2) 温室効果ガス総排出量の増減要因	
4	温室効果ガスの排出量削減目標	P7
	(1) 目標設定の考え方	
	(2) 温室効果ガスの削減目標	
5	目標達成に向けた取組	P8
	(1) 取組の基本方針	
	(2) 具体的な取組内容	
6	進捗管理体制と進捗状況の公表	P9
	(1) 推進体制	
	(2) 点検・評価・見直し体制	
	(3) 進捗状況の公表	

1 背景

近年、気候変動が原因の1つと考えられる異常気象が世界各地で発生しており、気候変動対策を進めることは、世界全体の喫緊の課題となっています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択され、2016年11月に発効しました。

パリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前より2.0℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までもに制限するための努力を継続することを定めています。また、そのために、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を目指すこと等も定められています。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定めされました。同法により、都道府県及び市町村が、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し、実施するよう求められています。

さらに、2019年6月には、パリ協定で策定が求められている、温室効果ガスの低排出型の発展のための長期戦略として、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。その中で、我が国は、最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指すとしています。

上記を踏まえ、南三陸町においても、公共施設への太陽光発電設備の導入など、省エネ設備への更新を進めること等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

2 基本的事項

(1) 目的

南三陸町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「南三陸町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、南三陸町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

南三陸町事務事業編の対象範囲は、南三陸町の全ての事務・事業とします。

温室効果ガス総排出量を算定する対象施設は、次のとおりとします。

なお、新たに施設が新設された場合は温室効果ガスの対象とする施設に追加します。

表1 温室効果ガス総排出量の算定対象とする施設

平成31年3月31日時点

No.	施設名	分類	備考
1	役場本庁舎	庁舎	
2	第2庁舎	庁舎	
3	第3庁舎	庁舎	
4	歌津総合庁舎	庁舎	保健センター、公民館含む
5	総合ケアセンター南三陸	庁舎	
6	志津川保育所	保育所・児童クラブ	児童クラブ含む
7	戸倉保育所	保育所・児童クラブ	
8	伊里前保育所	保育所・児童クラブ	児童クラブ含む
9	名足こども園	保育所・児童クラブ	
10	クリーンセンター	一般廃棄物処理施設	
11	衛生センター	一般廃棄物処理施設	
12	草木沢廃棄物処理場	一般廃棄物処理施設	
13	サケふ化場（小森）	その他施設	
14	サケふ化場（水尻）	その他施設	
15	サンオーレそではま	その他施設	
16	尾崎公衆トイレ	その他施設	
17	田東山公衆トイレ	その他施設	
18	葦の浜農村公園	その他施設	
19	戸倉公民館	教育施設	
20	入谷公民館	教育施設	
21	オーストラリア友好学習館	教育施設	

No.	施設名	分類	備考
22	志津川小学校	教育施設	
23	戸倉小学校	教育施設	
24	入谷小学校	教育施設	
25	伊里前小学校	教育施設	
26	名足小学校	教育施設	
27	志津川中学校	教育施設	
28	歌津中学校	教育施設	
29	学校給食センター	教育施設	
30	南三陸病院	病院施設	
31	水源地・浄水場・配水池	上下水道施設	
32	袖浜排水処理施設	上下水道施設	
33	歌津浄化センター	上下水道施設	
34	ひころの里	指定管理施設	
35	活性化センターいづみ	指定管理施設	
36	神割崎キャンプ場	指定管理施設	
37	南さんりく斎苑	指定管理施設	
38	平成の森	指定管理施設	
39	ベイサイドアリーナ	指定管理施設	

(3) 温室効果ガス総排出量の算定対象とする温室効果ガス

本町の実行計画では、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲載される以下の7種類のガスのうち、排出量を多く占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

表2 地球温暖化対策推進法第2条第3項に示される温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類	略称	排出される主な活動
① 二酸化炭素	CO ₂	電気の使用、燃料（ガソリン、軽油、A重油、LPG、都市ガス）の使用廃棄物の焼却
② メタン	CH ₄	湿地、水田、家畜の腸内発酵等、廃棄物の焼却
③ 一酸化二窒素	N ₂ O	燃料の燃焼や農林業における窒素肥料の大量使用等
④ ハイドロフルオロカーボン	HFC	HFC封入カーエアコンの使用など
⑤ パーフルオロカーボン	PFC	パーフルオロカーボン（PFC）を含有する商品の廃棄
⑥ 六ふつ化硫黄	SF ₆	絶縁ガスとして六ふつ化硫黄（SF ₆ ）が封入された電気機械器具の使用・点検・廃棄

(4) 基準年度・計画の期間

基準年度は、2018年度とします。

2020年度から2030年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の2024年度に、計画の見直しを行います。

なお、情勢が大きく変化した場合においては、必要に応じて計画の見直しを行います。

項目	年 度								
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	…	2030
期間中の事項	基準年度		計画開始				計画見直し		目標年度
計画期間									

図1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

南三陸町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び南三陸町第2次総合計画に即して策定します。

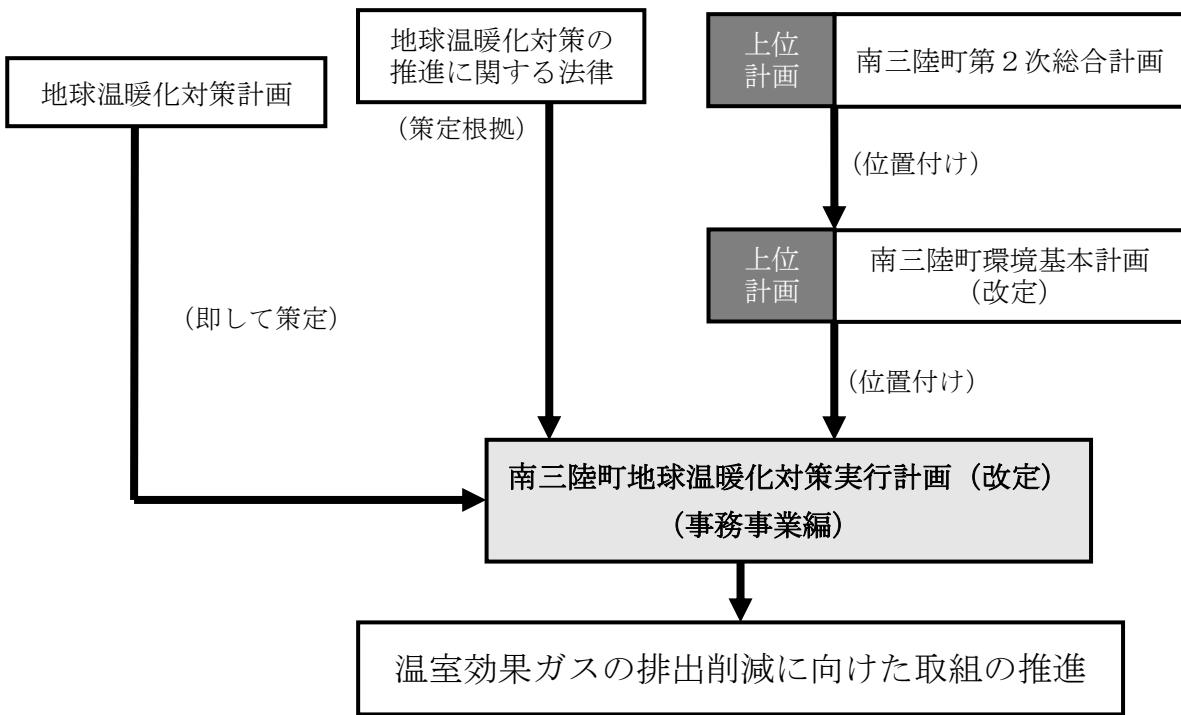


図2 南三陸町事務事業編の位置付け

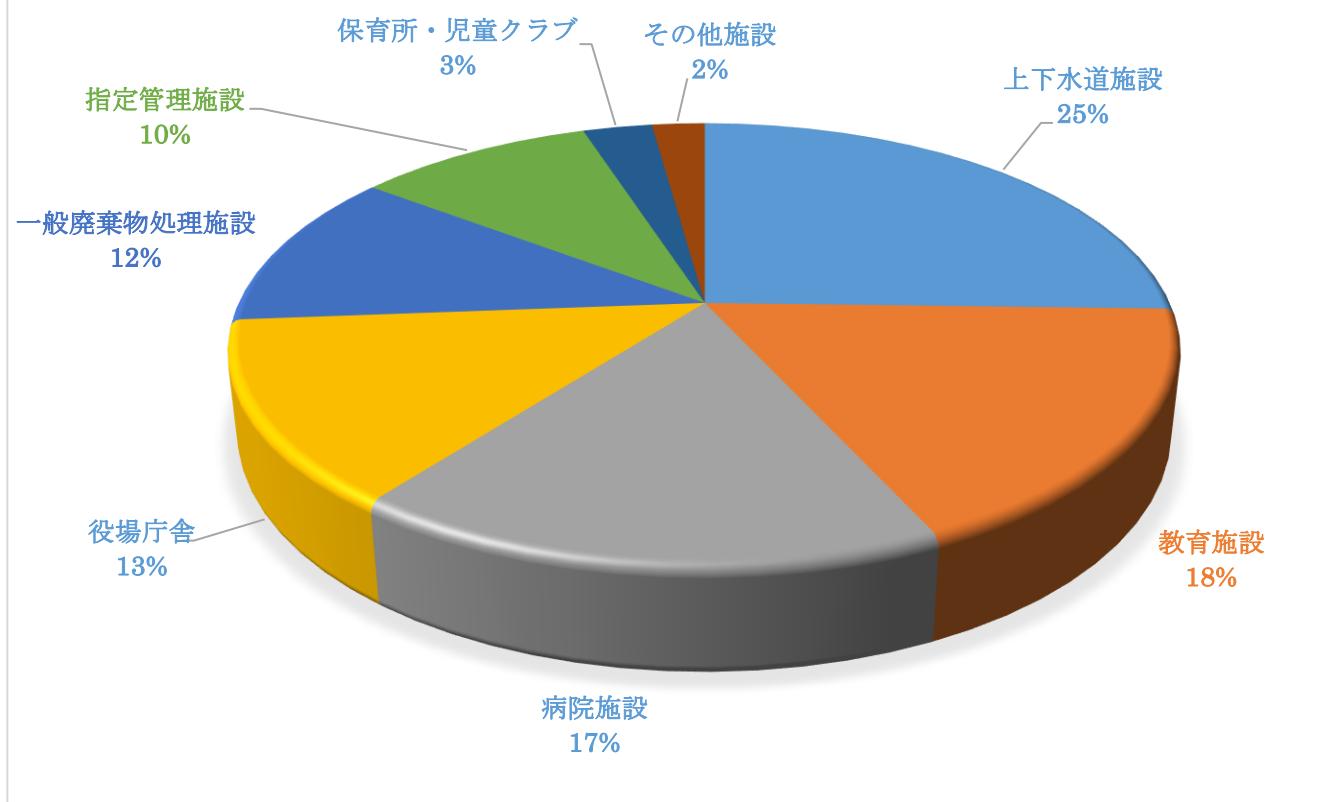
3 温室効果ガスの排出状況

(1) 活動区分別効果ガスの排出量の推移（現状）

南三陸町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2018年度において4,300 t-CO₂となっています。

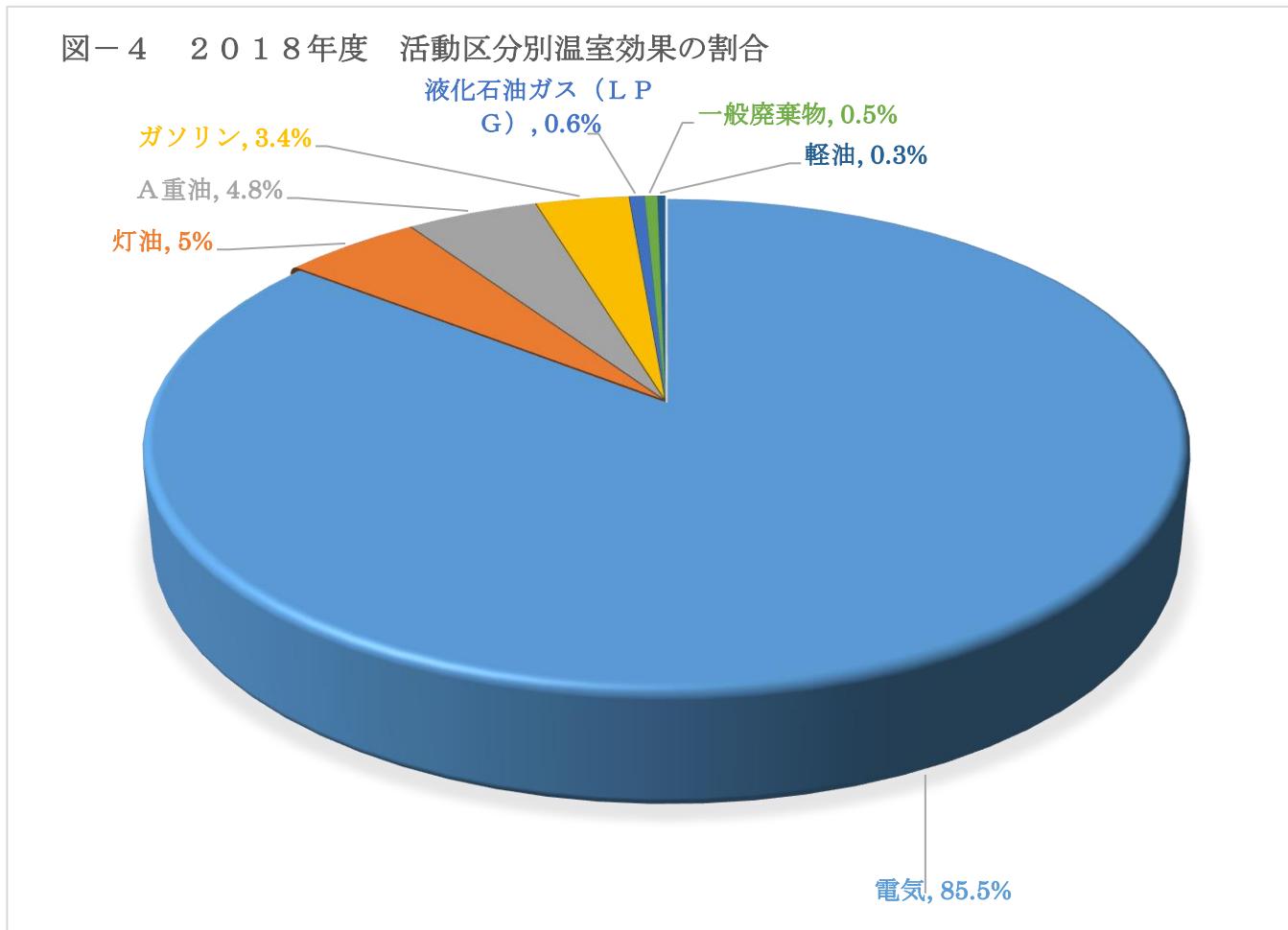
施設別では、上下水道施設が全体の25%を占め、次いで教育施設18%、病院施設17%、役場庁舎13%、一般廃棄物処理施設12%、指定管理施設10%、保育所・児童クラブ3%などとなっています。

図一3 2018年度 施設別温室効果ガス排出量の割合



※「その他施設」とは、菫の浜農村公園・サンオーレそではま・尾崎公衆トイレ・田東山公衆トイレです。

また、エネルギー種別では、電気が全体の85.6%を占め、次いで灯油5%、A重油4.8%、ガソリン3.4%などとなっています。



（2）温室効果ガス総排出量の増減要因

南三陸町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

① 増加要因

- 生涯学習センター供用開始による増加
- 自然環境活用センター供用開始による増加
- 新たな水道施設の供用開始による増加
- 小中学校へのエアコン設置に伴う利用による増加

② 減少要因

- 平成の森へのペレットボイラーの導入によるA重油使用量の減少
- 公共施設のLED改修に伴う電力消費量の減少
- 活性化センターいづみの民間譲渡による電気消費量の減少

4 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、南三陸町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2018年度）比で28%削減することを目標とします。

表-3 温室効果ガス排出量の目標

項目	基準年度(2018年度)	目標年度(2030年度)
温室効果ガス排出量	4,300 t-CO ₂	3,096 t-CO ₂
削減率	—	28%

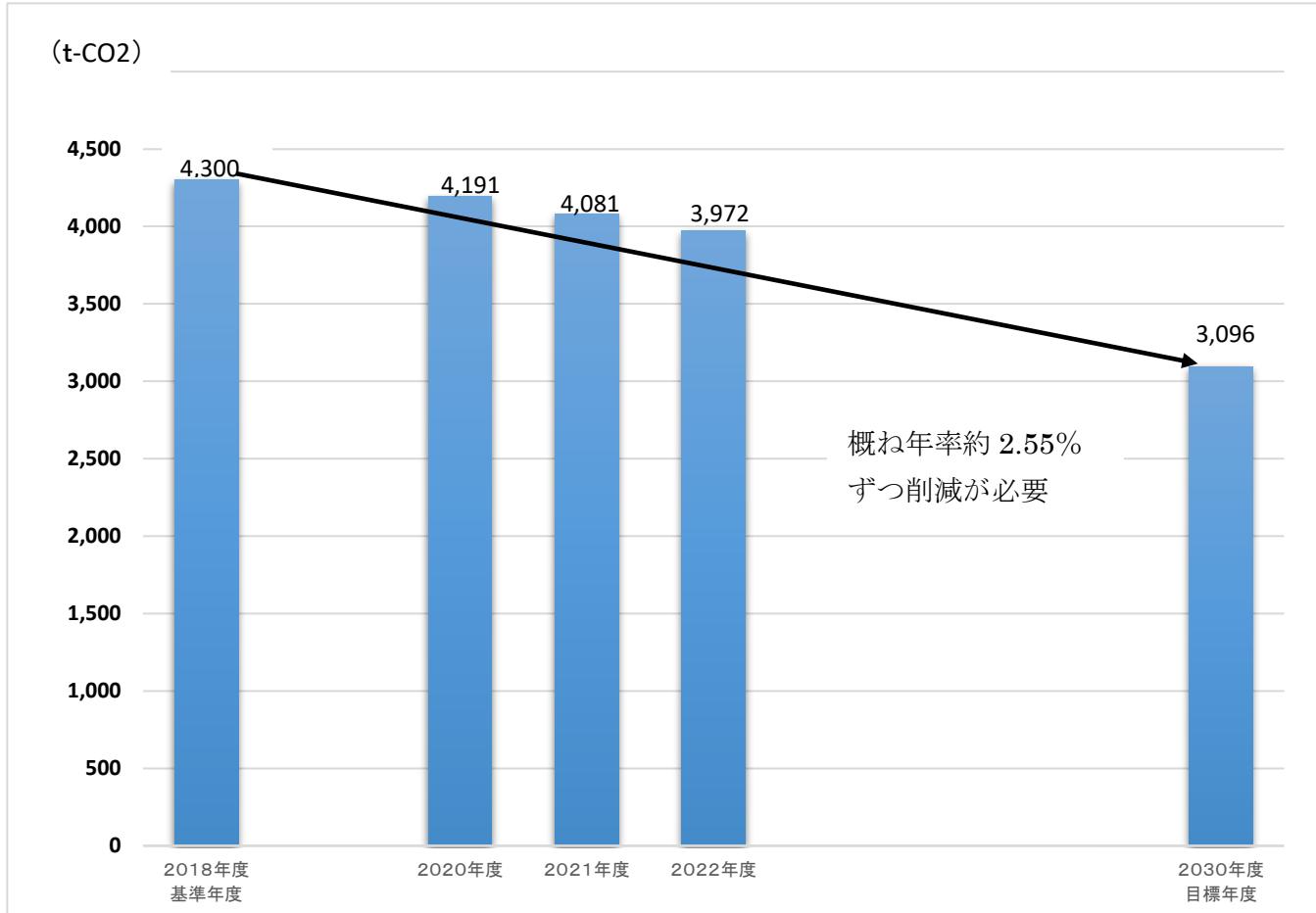


図5 温室効果ガスの削減目標

5 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- 空調の設定温度は、夏期の冷房は室温28℃、冬期の暖房は室温20℃に努めます。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設の設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED化を進めます。

③ グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- 低公害車等の調達を進めます。
- 用紙の節減（節水、ごみの減量）に取り組みます。

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電、地中熱利用など、積極的に導入し温室効果ガスの排出量を削減します。

⑤ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

6 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

南三陸町事務事業編を推進するために、副町長を委員長とする「南三陸町地球温暖化対策推進委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

① 南三陸町地球温暖化対策推進委員会

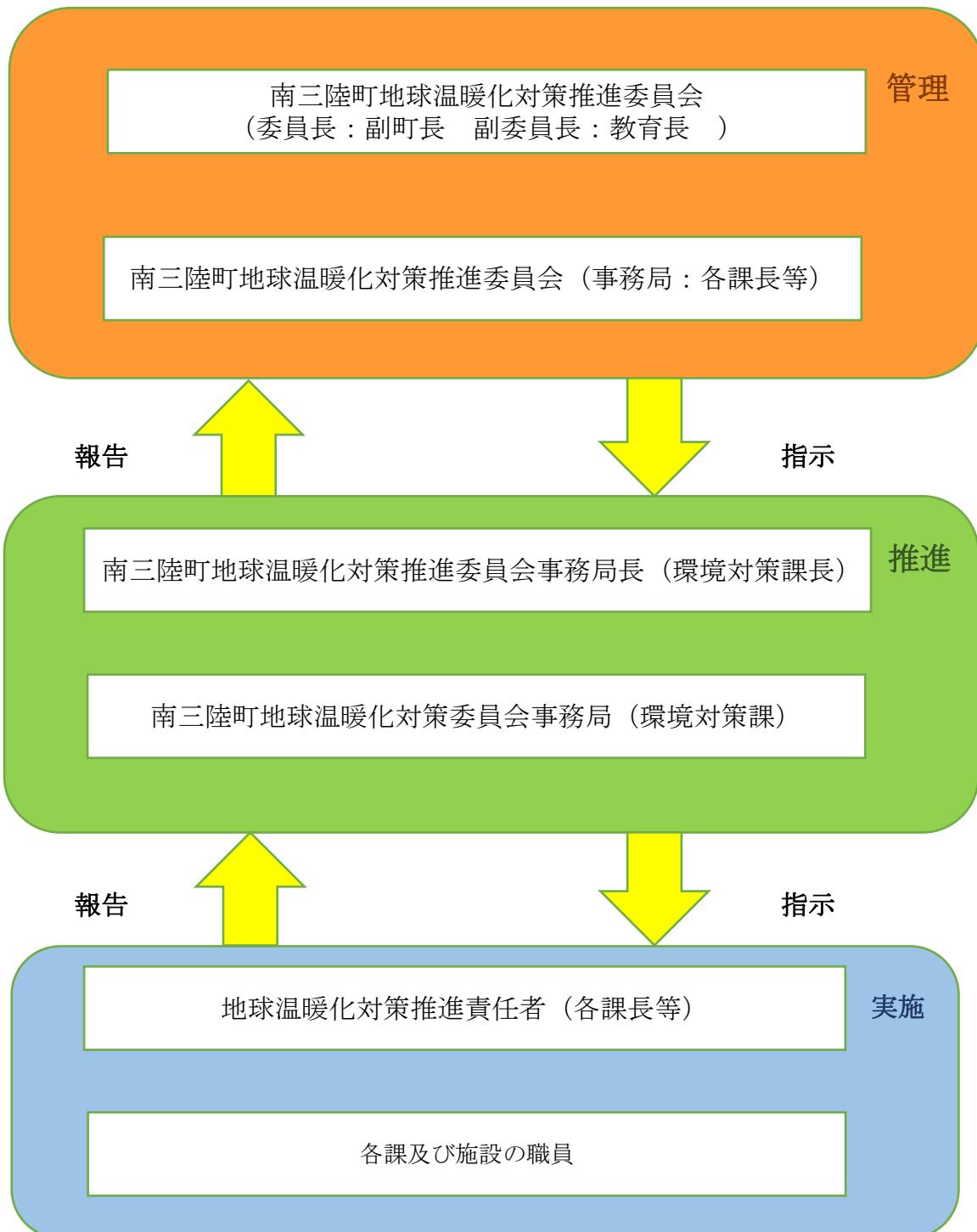
副町長を委員長、教育長を副委員長とし、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。

② 南三陸町地球温暖化対策推進委員会事務局

環境対策課に事務局を設置します。環境対策課長を事務局長とし、環境対策課環境政策係員で構成します。事務局は、委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。



図一6 南三陸町事務事業編の推進体制

（2）点検・評価・見直し体制

南三陸町事務事業編は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、南三陸町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

南三陸町事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して委員会に報告します。委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2024年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には2025年度に南三陸町事務事業編の改定を行います。

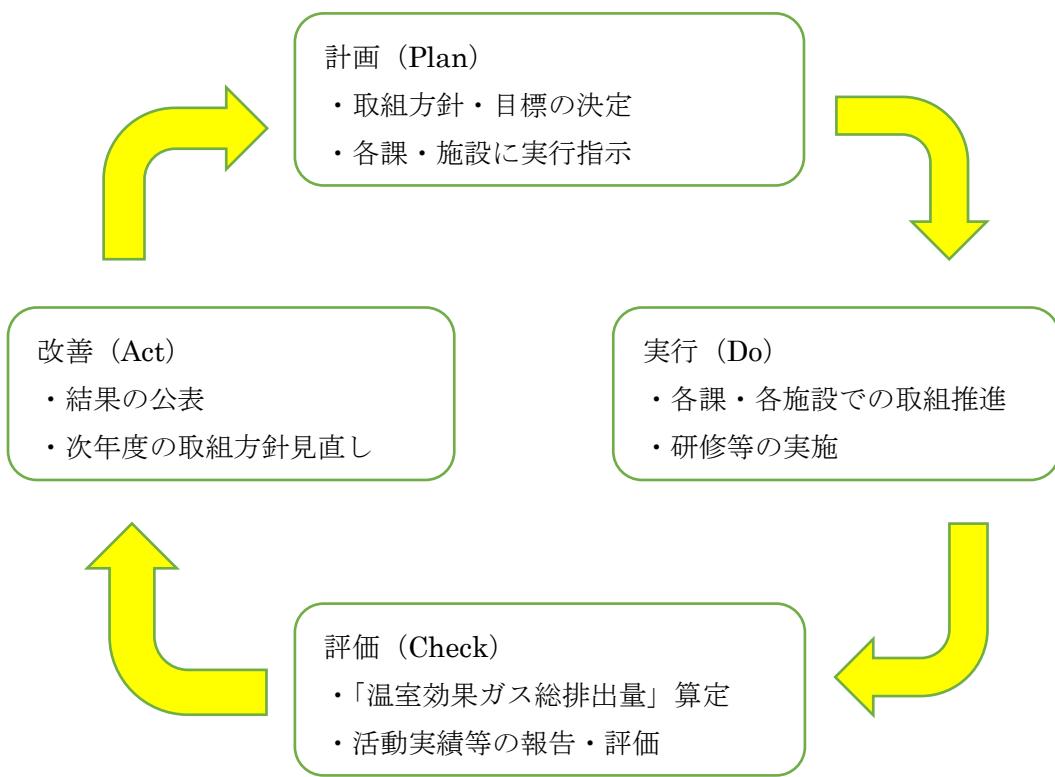


図7 毎年のPDCAイメージ

（3）進捗の状況の公表

南三陸町事務事業編の進捗状況は、南三陸町の広報誌やホームページ等で毎年公表します。